

訴 状

令和5年 月 日

東京 地方裁判所 御中

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

合併総会開催命令等請求事件

訴訟物の価格 1600万(原告10名として)

貼用印紙の額 68,000円

請求の趣旨

- (1) 被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会の各会長は、東京地方裁判所管轄区域ごとの弁護士会を設立するために、被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会の各総会を開催し、合併又は解散の決議をせよ。

(2) 被告日本弁護士連合会会長は、被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会が東京地方裁判所管轄区域ごとの弁護士会を設立するように指導及び監督をせよ。
- 原告らと被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会、同日本弁護士連合会との間において、被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会が東京地方裁判所管轄区域内に併存することは弁護士法32条に違反することを確認する。
- 被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会、同日本弁護士連合会は、原告らに対して、連帯して本訴状送達の日から東京地方裁判所の管轄区域ごとの弁護士会設立に至るまで1ヵ月各1万円の割合による金員の支払いをせよ。
- 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との判決並びに第3項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 当事者

- (1) 被告東京弁護士会（以下「被告東弁」という）、同第一東京弁護士会（以下「被告一弁」という）、同第二東京弁護士会（以下「被告二弁」という。また三会あわせて「被告三会」という）は、東京地方裁判所管轄区域内に鼎立する弁護士会である。被告日本弁護士連合会（以下「被告連合会」という）は全国の弁護士や弁護士会らで構成される全国組織である。原告らは被告三会のいずれかと被告連合会に各所属する弁護士である。
- (2) 日本の弁護士会は明治13年制定の代言人組合から始まるが、明治26年

- 制定の弁護士法（旧々弁護士法）によって「弁護士会」との名称となり、昭和8年制定の弁護士法（以下「旧法」という）によって法人格が認められた。旧法下での弁護士会は、弁護士に加入を強制できるもののその登録は司法大臣とされ（旧9条/甲1p344～）、会員に会則の遵守を求めることができるものの（同22条）、会の運営は司法大臣の監督下におかれていた（同34条）。また会員の懲戒手続の開始は検事正の権限で、審理は控訴院の懲戒裁判所と定められ（53条1項, 54条）、弁護士会には懲戒を求める申告だけが認められるに過ぎなかった（53条2項）。旧法下の弁護士会は、裁判所や検察庁を主役とする司法制度を補助する「職能団体」との位置づけであった（福原忠男は「親睦団体的」/甲1p166）。
- (3) 新憲法の制定によって、司法の役割が飛躍的に増大したことに伴い、当事者主義の見地から弁護士会を裁判所や検察庁と肩を並べる司法機関へと改編するため（甲1p21/甲6p143）、現在の弁護士法（以下「現行法」という）が制定された。現行法は、弁護士の強制加入はもとよりその登録は被告連合会と改められ（9条）、弁護士会は他の監督機関なしに会を運営でき（旧34条の削除）、会員に会則の遵守義務を求め（22条）、会員に対する監督権限（31条1項）を有するとともに、懲戒手続も会単独で行うことができることとされた（56条2項）。弁護士会に完全な自治権を与えた現行法は「明治の末以来、幾多弁護士界の先人が弁護士法改正運動の目標としたものを・・・はるかにこえた重要な事項の法制化を現実のもの」であり「官庁側からの監督を全廃しての完全自治の形態は・・・立法例としても同種のものを見いだすことはできない」（甲1p23, 24）と評価されている。またその結果「弁護士は制度的に判検事より低く扱われるということとはなくなり」「弁護士と弁護士会は社会に対して大きな責任を負うこととなった」（甲6p147～150）と説明されている。
- (4) 他方会員の側からすると、会員は弁護士業務を行うためには単位会と連合会に所属しなければならず、それら会則を遵守し、定める会費を納入し、会が単独で運営する懲戒手続を含む全面的な監督権に服さねばならない。原告らにとって、弁護士会は全面的で独占的な監督権限を行使する行政庁となった（「弁護士会が自治統制を行うに十分な能力と機構を備えているものであることを前提として・・・弁護士の監督一切をゆだねることとしたのである/甲1p163～164）。

2 被告三会の鼎立

- (1) 被告東弁は、「旧々法」において東京地方裁判所管轄区域に単一の組織として存在していた。大正11年に会内最大派閥（桃李会）の会長候補の選挙が行われ、選出された若手候補が「古き者よされ」との発言をした（甲6p93）。敗れた長老派は激怒し、議会に働きかけ当時の旧々法に「一ノ弁護士会・・・百名

以上の同意アルトキハ司法大臣ノ認可ヲ受ケテ別ニ弁護士会を設立スルコトヲ得」との規定を追加させた。こうして大正12年被告一弁、同15年被告二弁が各分離して鼎立が始まった。

(2) 新会設立の根拠につき被告一弁は「己を省みない者(東弁会員)とは同席できない」(甲7-2:「一弁会記」)とし、被告二弁は「分裂を憂慮しての鼎立」(甲7-3)と説明している。被告東弁は鼎立に対し「道理に合わない」(甲7-1)と批判していた。分裂当時の弁護士会は職能団体との位置づけであったとはいえ内紛による乱立で一挙に公共性を失うこととなった(甲6p98, 151「職業的使命感は、派閥的抗争によって生育を大きく妨げられた」)。

(3) 現行法によって、弁護士会は独立した司法機関の一員と改編され、完全な自治権が付与され、同時に全国組織としての被告連合会も設立された。これに伴い、弁護士会の設立単位についても「地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない」(32条)と改められ、被告三会の鼎立根拠であった旧法但書は削除された。内紛によって鼎立する被告三会は、現行法の定める弁護士会の資質を備えていないことから、その改編が必要とされたのである。

(3) もっとも現行法は、被告三会の鼎立を容認する規定を附則においた(附則89条1項)。この規定は、現行法制定に伴う経過措置であり、統合までの猶予期間を与えたに過ぎない。ところが被告らは、現行法制定から70年以上経過しても依然として鼎立を続けている。被告らは、与えられた自治権能を使って自浄作用を発揮するべきところ、逆に自治権能を利用して鼎立体制を維持している。被告らの姿勢は、現行法の精神を腐敗させることになる。

3 被告三会の鼎立の違法性

(1) 「附則」による容認の趣旨

被告三会の鼎立を認容した89条1項は「この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る二箇以上の弁護士会は、第32条の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる」と定めている。しかしこの規定は「附則」に置かれている。通常、附則には本則に規定された新制度が定着するまでの引継ぎ事項が記載され、旧制度から新制度への猶予期間の趣旨で定められる(甲4-1, 2)。附則89条1項は「なお存続させることができる」としか規定していないが、新制度への移行のための時間的期限が内在すると理解するのが自然である。現行法により弁護士会に、革新的な自治権や強力な懲戒権を付与されたことから、いわゆる試運転の期間に限り、存続が許されたのである(甲2「経過処置」)。

(2) 旧法但書の削除

被告三会は、旧法30条の但書(「但シ弁護士会・・ノ中100名以上ノ者ハ

同一ノ地方裁判所ノ管轄域内ニ別ニ弁護士会を設立スルコトヲ得」)を根拠に鼎立していた。現行法はこれを削除し一切の例外を認めないとした(32条)。すなわち被告三会の鼎立も含めて認容しないことを明らかにしたのである。にもかかわらず被告三会の鼎立を附則によって「無期限に」認容するとしたら矛盾することとなる。わざわざ本則において例外条項(旧法但書)を削除したのに、附則で例外を復活させるのは論理的に成立しない。従って附則の容認には時間的な限定があると理解しなければならない。

(3) あるべき姿ではないことを示すための附則

また附則によって被告三会だけに「特別な地位」が付与されたと解釈することも許されない。被告三会は内紛によって分裂している。その姿(「鼎立」)や精神(「嫌な同僚とは同席できない」)には一片の「公共性」も存在しない。現行法は、弁護士会を司法機関と位置づけ、懲戒権を付与するなどして会員に対する行政機関と構成した。かような公的機関が同一区域内に乱立することは公法人の本質と矛盾する。例えて言うなら「われら(だけ)の弁護士会」(甲7-2)に特別の地位を与える根拠など存在しない。また逆に与えたとしたら現行法の秩序は破綻する。

現行法の立法者(福原忠男氏)は「現行法で『一裁判所、一弁護士会』という原則をはっきり定めて本則に載せ、・・東京の三つの弁護士会がすぐにはひとつにまとまらないのなら・・あるべき姿ではないということを示すために附則に入れた」(甲3;下段)「やがて一の弁護士会に統一されることを期待している」(甲1p168)として、鼎立認容は、時間的な猶予を与えるだけであり、半永久的ではないことを明言している。

(4) 不確定期限について

現行法と同様に旧法もその施行に当たり附則を置いていた。すなわち旧法は、「附則」において旧々法下の弁護士会の改組は「6ヵ月内」という期限を明示し、その間に司法大臣の認可を受けるとしていた(甲1-4:旧々法の所属弁護士が僅少の場合の特則である18条1項但書を旧法で削除した)。旧法下の弁護士会は、司法大臣の監督下にあったから(旧34条)、確定期限が明記されていたのである。しかし現行法では、弁護士会には監督官庁が存在しない自律型の運営と変更された。従って現行法に則った弁護士会への改組は、被告三会自身の行動による実現が求められる。このため、本来であれば89条1項は『自治権の習熟とその権限による統合に必要な期間』との不確定期限を明示するべきところ、自治権を尊重してその文言を明示しなかったと理解される。

現行法は、今後新たに地方裁判所の管轄区域が変更され、同一地域内に弁護士会が併存する場合につき、各会の總會によって合併もしくは解散すると規定する(法43条1項)。この合併又は解散手続に関しても「何時までに」との期限

は明示されてはいない。しかし「自治権を行使して合併手続に必要な期間内に」との期限が内在することは明らかである。ここでも期限が明示されていないのは、弁護士会の自治権を尊重してのことである。

(5) 憲法違反

現行法の本則（32条）に従えば、原告らは東京地方裁判所の管轄区域と対応する弁護士会に加入する。その弁護士会は、弁護士の品位保持や弁護士業務の改善進歩（法31条1項）を設立趣旨とする単一の公法人（32条）である。その使命は、司法機関として与えられた自治権によって会員に対する連絡、指導、監督を行い、よって裁判所や検察庁と共に司法制度全般の改善進歩に貢献することである。原告らは、司法機関ならびに行政庁としての資質を備えた組織の監督に服するとともに、弁護士会を通じて司法制度の改善進歩に寄与することができる。

ところが、原告らは被告三会のいずれかに所属を強制される。どの会を選択したとしても、原告らは所属しない他の二会とともに構成される鼎立秩序に組み込まれる。内紛に無関係な原告らも必然的に内紛形態に引き込まれ、被告一弁の「己を省みない・・如きもの」とは同席しないという差別的な思想を分担させられる。そこでは司法機関としての使命よりも、仲間の人格を評価して組織を構成することが優先される。その結果、原告らは、自動的に会長3人体制を維持する費用を負担させられ、会長の乱立（後述4(3)(4)参照）によって社会との正常な対話ができなくなり、所属会を通じての社会的な活動ができないことにもなる。また世間からも、弁護士なのに分裂秩序を維持しているとして信用を失うこととなる。また鼎立を公然と批判すると懲戒の危険が及ぶことにもなる。原告らは、はるか昔に構築された鼎立秩序の中に、自由意思なく強制的に加入させられてさまざまな不利益を被るのである。人格評価による差別主義的な思想をルーツとしており、同じ思想を抱いていると誤解される。被告三会が構築した鼎立秩序への強制加入は、原告らの思想信条の自由（憲法19条）を侵害している。

最高裁は弁護士会同様に強制加入団体である税理士会につき、会が行った政治的献金はたとえ多数決原理によるものとしても構成員の思想信条を侵害するので無効と判旨している（甲5）。同様に強制加入団体である被告三会が鼎立秩序を会員に強制することは、原告ら会員の思想信条を侵害するので許されない。弁護士会は税理士会には認められていない自治権能まで付与され、公益性が顕著であるから、差別的な思想から始まった鼎立秩序の強制は、構成員の思想信条を侵害する（憲法19条）。

また、東京以外の他の地方弁護士会であれば、公法人としての資格と資質を備えた弁護士会への入会ができるのに、東京に事務所を設置する原告らだけが、

正当な理由なく鼎立する被告三会への入会を強要される。これは理由のない差別と評価される（憲法14条1項）。従って、附則89条1項が半永久的な鼎立を認める趣旨と解することは現行憲法の基本的人権を侵害することになるので許されない。

(6) 裁量権行使の著しい懈怠

被告三会の鼎立には、89条1項によって特別の猶予期間が与えられ、その期間中であれば、いつでも合併等の手続が可能とされた（同法2項）。しかしその猶予期間が終了したのちは、地方裁判所の管轄変更に伴う併存（43条1項）と同じ必要的な合併となり、手続に必要な期間内に合併等を行わねばならない。任意的な合併猶予期間（10年程度）と必要的な手続期間（5年程度）とを合わせたとしても最大でも15年程度である。昭和24年の現行法制定から同40年頃までにおいて統一しないことを正当化するような特別な事情は存在していない。さらに鼎立が違法状態となった後から今日に至るまでの間も、鼎立解消を困難とする事情は存在していない。現在なお被告三会が鼎立しているのは被告らの責務の懈怠が続いた結果でしかない。

弁護士には高度な自治権が保障されており、その権能は弁護士会に付与されている（甲2p336）。そして自治権が尊重される弁護士会とは、当然に現行法に規律された弁護士会である。自治権は国民の付託が根拠であるから（甲2p338）、付託を受ける弁護士会は公的機関であることが不可欠である。自分たちだけの理由で分裂を継続する弁護士会に自治権行使の資格はない。逆に自治権を口実に違法な鼎立を継続している。自治権を抗弁にしても、被告三会はその鼎立の違法性を否定することはできない。

被告三会及び被告連合会の各会長は、会員に対する行政機関として公権力の行使にあたる公務員である（50条による35条3項の準用）。被告三会の各会長は、弁護士会の代表者として（35条1項）、総会を招集する権限を行使し（37条及び各会の会則）、被告三会の合併又は解散の決議を求める職務権限を有している。被告連合会の会長は、被告三会に対し、鼎立を解消するように指導し監督する職務権限を有している。被告ら歴代の各会長は、鼎立の違法性を認識し又は容易に認識することができたのであるから、その職務権限を行使する責務を負っていた（「処分行為」：行訴法37条の2第3項4項同9条の2項, 同4条後段）。ところが被告ら各会長は、それらの責務を怠り、鼎立を放置してきた。今や附則を永続的な根拠と曲解し鼎立を継続させる姿勢さえ示している。被告ら各会長の裁量権の乱用は明らかである。

4 原告らの重大で回復困難な損害

(1) 不必要な会費負担

被告三会は、各会ごとに会長や副会長を擁立しそれぞれに報酬を支払っている。また事務手続も別々とするため事務職員らの人件費や広報費、図書館運営費、法律相談運営費なども重複している。さらに会館スペースも別々のため施設利用の無駄も発生し、浪費の合計額は年間20億円ほどと試算される（甲10-4）。弁護士会館の新築費用負担もひとつの会であれば半額程度に押さえられたはずである。巨額な浪費額はすべて会費（日弁連会費を含め月額2万8300円/会館建設特別会費130万）として会員に押しつけられる。会費は不可欠な義務であり、その未払いは懲戒事由となり最終的には除名となる。原告らは分裂会を維持するために生ずる不必要な費用を負担させられている。強制加入団体の会費は、租税と同様であるから、租税法主義（憲法30条）の精神が適用される。被告三会は、弁護士法に違反している。その違法な鼎立費用を強制的に会員に課すことは憲法に違反する。

（2）懲戒権の恣意的運用

現行法は、弁護士会に懲戒請求だけでなくその判断に至るまでの一連の懲戒権を付与した（56条2項/66条の2/70条の3）。懲戒事由は、所属会の会則違反やその秩序又は信用を害する行為、品位を失うべき非行（56条1項）と広範囲である。懲戒処分は公表される（64条6の3項）ので、会員にとって依頼者の信頼に直結する重大問題である。

被告三会の鼎立は、被告東弁の最大派閥の内紛から始まっているように、被告三会内には古くからの会内派閥（以下「会派」という）が存在する（甲9-1,2）。各会派では長年培った人的繋がりが構築され、役員選挙では大きな集票力を発揮する。会派から選出された会長は、綱紀委員や懲戒委員を同じ会派から選出する（66条の2,70条の3）。被告三会の歴代会長は例外なく会派選出であったことから、事実上会派が懲戒権を掌握する状態となっている。本来なら現行法制定に伴い諸会派は、現行法に従った公法人としての弁護士会を支えなければならないのに、旧法下と同様に、被告三会を「われらが弁護士会」、自分たちを「われらが派閥」との姿勢を継続した。このため懲戒権の行使に対して公的自覚が不十分であり、私的な傾向が随所に顕れる。すなわち同じ会派仲間の不祥事は綱紀委員会どまりで終わらせたり、会派に不都合な会員はことさら懲戒に乗せたりする。また会派に近い関係ほど懲戒権から守られることを役員選挙でも利用する。すなわち懲戒権を会派活動の道具に利用するのであるが、これは仲間意識で分裂している被告三会の体質に起因する。弁護士会を公的機関に改組し、公的認識のもとで懲戒権を行使するという本来の形が整えられていない。被告三会とその諸会派の現状では、私的組織による私的認識にもとづく支配権の行使となっており、強制加入の会員らは常に懲戒権の乱用の危険にさらされ

ている。

(3) 司法制度への貢献や社会的活動への参加が成り立たないこと

被告東弁会長は、東弁会員だけから選出されるので、被告一弁や被告二弁の会員とは無関係である。同じことが被告一弁や被告二弁の会長にも言える。3人の会長が揃っても、その間で代表者を定めるシステムは存在しない。その結果、東京の弁護士たちは代表者不在となっている。東京地方裁判所所長や東京地方検察庁検事正と対等に対話できる会長はいない。都民を代弁する立場としての提言に説得力を持たない。東京地方裁判所立川支部に対応する弁護士会支部も各会で別々の支部長を選出して混乱を招き、23区など地区法曹の公法人化も困難となっている。都民に対する法律相談も、入り口から3つの組織が並ぶので、無意味な困惑を与えている。首都東京の弁護士会として海外の弁護士会と交流するについても大きな支障を与えている。個々の会員が社会の法的ニーズに迅速に対応した法律制度の改善（法1条2項）を図るためには、弁護士会の指導、連絡、監督が必要である（31条1項）。鼎立優先（分断ファースト）の弁護士会では、社会と会員との間も分断してしまう。さらに被告三会は、公的組織ではありえない鼎立体制をとりながら、その自覚もないために、世間では迷惑な存在でしかない。原告らは組織を通じての公的活動を機能させられないという損害を被っている（行訴法37条の2第1項）。

(4) 社会的信用の毀損

弁護士は現行法によって「社会秩序の維持」「法律制度の改善」（1条2項）を求められ、弁護士会は「品位を維持」「(法律)事務の改善」（法31条）が責務とされている。にもかかわらず、被告らは現行法の秩序に反して違法な鼎立状態を公然と続け、公私をわきまえない姿を晒して品位を貶め、三人会長によって世間との対話を困難にして、法律事務の改善に重大な支障を及ぼしている。いくら被告三会が、民主的運営の公法人とアピールしても、公法人と矛盾する鼎立状態を維持する限り、信頼されることはない。ほかならぬ被告三会が、弁護士法の理念に違反しているのであるから、その構成員である原告らも弁護士としての社会的信用を毀損されるという重大な損害が生じている。

(5) 弁護士法の空洞化

現行法は、被告らを司法制度を支える一員に脱皮させるために、自治権付与という画期的な改革をした。ところが、被告らはそれを自覚することなく、鼎立を維持し、付与された自治権を、逆に会員を抑圧するために使っている。首都東京における鼎立の永続は、現行法が構想した裁判所、検察庁と並びたつ弁護士会という司法秩序そのものを空洞化させることとなる。原告ら弁護士にとって、活動の基盤と言うべき現行法がなし崩しにされることは、極めて重大な損害となる。

(6) 思想良心の自由等の侵害 (憲法 19 条)

原告らは現行法によって保証された公的で民主主義的な弁護士会に帰属する権利がある。にもかかわらず、東京で業務を行う限り、人格批判を理由に分裂中の弁護士会に帰属しなければならない。憲法で保障された思想及び良心の自由 (憲法 19 条) や平等権 (同 14 条) の侵害を受けている (甲5)。

以上の (1) 乃至 (6) の原告らの損害を金銭的に評価するならば少なくとも見積もっても月額 1 万円を下らない (国賠法 1 条 1 項)。

(7) 損害の回復困難性 (行訴法第 37 条の 2 第 2 項: 損害の回復困難と性質及び程度, 処分内容及び性質)

原告らが被る損害は重大であるだけでなく回復困難である。不必要な会費であってもその支払いをしなければ除名などにより弁護士業務を続けることはできなくなるし、恣意的な懲戒手続に巻き込まれることになれば顧客に対する信頼を喪失する。また会員が弁護士会という組織を通じての活動が機能しないことによって「社会秩序の維持及び法律制度の改善」に参加できない。さらに弁護士としての社会的信用がいったん毀損されれば、その信用を回復することは簡単なことではない。

5 司法救済の必要性

(1) 会員の会内努力では極めて困難なこと

平成元年頃から被告らの会館の新築計画が始まり、被告三会は階を分けて入居する計画が進行した。この頃から原告のうち数人は合併すべきとた活動を始めている (甲10-1~4)。当初、被告三会への要望や臨時総会開催請求書の署名活動などを行っていたが、平成 4 年から被告東弁や被告一弁、令和元年からは被告二弁の各会長選挙に立候補して統合を訴えたが、いずれも派閥選出候補に完敗している (甲11-1~3)。

被告三会内の諸会派 (甲9-1, 2) は、鼎立から 100 年程との年月、自らの会を支えたという自負が強く、合併すると構築した会内の支配力がご破算となり役員ポストも 3 分の 1 になることから合併阻止で結束する。会派の連合は被告三会の体質同様に、仲間意識を強調し、人的繋がりを軸に選挙運動を展開する。諸会派による勧誘は懲戒権を背景にしているだけに会員は逆らいにくい。また鼎立は単なる「気風の違い」や「考え方の違い」でしかないという公式説明 (甲8-1~3) を信用し、鼎立の違法性を認識しない会員も多い。さらに合併は三会が揃わないと実現しないから無理との説明で諦めてしまう会員も多い。合併阻止の壁を乗り越えるのはひとつの会であっても難しく、まして三会の会長選挙で同時に当選し、各会総会で合併決議を揃えることは極めて困難である。自浄作用による解決は不可能と言わざるを得ない (甲11-1~3)。

(2) 司法権の発動しか方法がないこと

現行法によって、被告連合会は、被告三会に対する指導、監督の事務権限を与えている(45条2項)。ところが、被告連合会は、今日までまったく鼎立問題に関与しない。背景として被告連合会の会長に選出されるためには、被告三会の諸会派の支援が重要であり(甲9-2)、合併を支持すると支援を得にくいという事情もある。被告連合会は合併問題に関与することがないまま70年もの歳月が経過しており、今後も監督権限を行使することは期待できない。

被告三会は、旧法下では司法大臣の監督下にあったが(旧法34条)、現行法で廃止され、代替処置である被告連合会の監督権も全く機能しない。自治権を隠れ蓑にして、鼎立を恒久化させるに至っている。被告らの弁護士法違反を解決するのは、裁判所による司法権の発動しか方法はない。

(3) 裁判所の監督条項の準用

法89条3項は、被告三会の合併等について管轄区域変更に伴う手続規定(43条2項から5項, 43条の2から43条の14まで)の準用を定める。準用される43条の9は、「弁護士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する」とし「裁判所は、職権でいつでも前項の監督に必要な検査をすることができる」と定めている。さらに43条10は解散及び清算に関する監督事件は事務所所在地の管轄地方裁判所の管轄と定めている。現行法による弁護士会の解散は、管轄区域変更に伴う場合(43条)と被告三会(89条2項3項)に限られている(甲1p185)。被告三会の解散は合併が前提であることから、合併に関しても「裁判所の監督やそのための検査」が及ぶこととなる。

(4) 司法判断によって解決されること

裁判所の判決が示されれば、会員は弁護士法の正しい知識を得ることができるし、懲戒権を恐れずに正常化に賛成の声を上げることができる。世論の後押しも期待できる。被告三会は同一の弁護士会館に入所しているため統合には経済的な負担もない。被告連合会会長の監督の下、被告三会の各会長が総会を開催すれば、合併又は解散の決議が承認されることは確実である(行訴法37条の2第1項後段:補充性)。

6 まとめ

原告らは、被告三会が構築した私的秩序に強制加入させられ、公的組織を通じての司法制度への貢献や社会的活動への参加が成り立たない。また鼎立維持のための無駄な費用を会費として徴収され、鼎立弁護士会には行使の資格のない監督権を私的目的で乱用され、その結果、人権侵害等の回復困難な損害を受けている。司法による救済がなければ解決できないし、その判断が示されれば公法人としての弁護士会が誕生して自治権が正常に行使されることとなる。原

告らは現行法が構想した公的秩序を基盤とする正常な弁護士活動が可能となる。

原告らは、請求の趣旨第1項記載の被告東弁、同一弁、同二弁の各会長が、弁護士法32条に従った東京地方裁判所管轄区域ごとの弁護士会を設立するために、各総会を開催し合併又は解散の決議を命じる判決、並びに被告連合会会長が被告三会に対し東京地方裁判所管轄区域ごとの弁護士会を設立するように指導及び監督処分をするように命ずる判決を弁護士法89条3項、同43条の9第1項、行政事件訴訟法第3条6項1号、第37条の2に基づいて請求する。

また原告らは、被告三会と被告連合会と原告らとの間において、現在の被告三会の鼎立状態は、もはや弁護士法第89条1項が許容した存続許容期間を超えているので、弁護士法第30条に違反し違法であることの確認を弁護士法89条3項、同43条の9第1項、行訴第4条後段に基づき求めるものである。

あわせ、被告らの各会長がその職務権限の不行使によって被告三会の鼎立状態を放置させていたことによって原告らが被っている損害について、訴状送達の日から1ヵ月1万円の割合による賠償を国家賠償法1条1項、同4条により準用される民法719条1項に基づき請求する。

(以 上)

附属書類

- | | |
|----------|----|
| 1. 訴状副本 | 4通 |
| 2. 証拠説明書 | 4通 |
| 3. 甲号証 | 4通 |
| 4. 資格証明書 | 4通 |
| 5. 訴訟委任状 | 通 |

当 事 者 目 録

〒-	原告兼選定当事者兼原告ら代理人
〒-	同上
〒-	同上
〒-	同上
〒-	同上
〒-	同上
〒-	原告
〒-	原告
〒-	原告
〒-	原告
〒-	原告
	選 定 者 別紙選定者目録記載の通り
〒100-0013	東京都千代田区霞が関一丁目1番8号 被 告 東 京 弁 護 士 会 代表者 会 長
〒100-0013	東京都千代田区霞が関一丁目1番8号 被 告 第 一 東 京 弁 護 士 会 代表者 会 長
〒100-0013	東京都千代田区霞が関一丁目1番8号 被 告 第 二 東 京 弁 護 士 会 代表者 会 長
〒100-0013	東京都千代田区霞が関一丁目1番8号 被 告 日 本 弁 護 士 連 合 会 代表者 会 長